多子加算のカウント対象が、22 歳に達した年度末まで拡大します。

そのため、現在児童手当の資格がある方も含めて、18 歳に達した年度末以降から 22 歳年度末までの上の子（大学生年代の子）について親等の経済的負担がある場合は多子加算のカウント対象となることから、そのような児童手当受給者の方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出をお願いします。

※別居であっても、児童の親等（児童手当受給者）に「経済的負担」がある場合、カウント対象となります。（経済的負担とは、当該児童の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親等が負っている状況。仕送り等も含む。）